

1 【住吉大社神代記】住吉大社所蔵

一 播磨国賀茂郡^{はしかやま}椅鹿山の領地田畠

合せて

四至東を限る阿知万西峰・心坂・油位・比介坂・阿井大路・布久呂布山

南を限る奈波・加佐・小童寺・五山大道・布久呂布山登跡

西を限る猪子坂・牛屋坂・辛国太平利・須須保利道・多可・木庭・乎布埼

北を限る阿知万西峰・堀越・栗造・滝河・栗作・子奈位

①右、^{そま}杣山地等、元は^{ふなきのむらじ}船木連宇麻・^{そ お}鼠緒・^{ゆみで}弓手等の遠祖、^{おおたのみことのこ}大田田命児・^{かみたたのみこと}神田田命等の所領九万八千余町なり、

②しかるに息氣^{お き}長足^{ながたらしひめ}姫皇后^{あめのしたしらしめし}御宇の世、大明神に寄せたてまつる所すでにおわんぬ、これより以降、大神社の造宮料、領掌すること年ひさし、

③ここに宇麻等、皇后に船を造り貢献す、^{しらぎのくに}新羅国を征する時、好く船を造るによって、船木・鳥取の二姓を定め賜うことすでにおわんぬ（以下省略）

2 【後白河院庁下文】醍醐寺文書

^{いんのちようくだ}院庁下す撰津国在庁官人等

^{とばいんのちようくだしぶん}鳥羽院庁下文に任せて早く停止すべき、^{しやもん}沙門聖心の訴え申す^{ふじようぶついでん}普成仏院領^{ののくらのししよう}野鞍庄の運上
当寺修理材木を、広井・西宮・河面三箇所の為、^{そつぶん}率分を責め取らるの事

①右、彼の聖心今日日の^{げじよう}解状にいわく、件の杣山は、故美福門院の御領撰津国野鞍庄御年貢運上材木の杣也、

②しかるに去る久安年中、材木運上の途の間、広井・西宮・河面の三所、常に率分科を取らさせ、抑留するの代、彼の率分の妨げを停止すべきの由、鳥羽院庁の御下文を成し下しおわんぬ、

③その後野鞍庄を普成仏院に寄せたてまつらるの日、件の杣山に、又修理材木を配置せられおわんぬ、

しかるに彼の^{にょいんほうぎよ}女院崩御の後、三箇所の^{つもり}津守等、^{せんげ}宣下の旨を顧みず、ほしいままに件の材木を^{おうぼう}押妨するの条、かつうは彼の院宣に違背し、これ重過なり、かつうは仏事を障害し、復逆の罪なり、

望み請うらくは^{こうおん}鴻恩を、鳥羽院庁の下文に任せて、三箇所の率分を停止せられ、永く普成仏院の杣山たるべきの由、^{おんくだしぶん}庁の御下文を成し賜わらんでへれば、^{まさ}將に^{いわお}憲法の巖を仰がんでへり、

鳥羽院庁下文に任せて、永く彼の広井・西宮・河面三箇所の責め取る率分を停止せしむるべきの状、^{おおせ}仰の所件のごとし、^{くだん}在庁官人よろしく承知し違失すべからず、ことさらに下す

仁安三年（1168）七月七日

（以下省略）